

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続） （R元.7.1時点）

内閣官房 番号制度推進室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	34	22の3- 5口	22-165	退職年金の決定の請求の確認	終身退職年金及び有期退職年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
2	34	22の3- 5口	22-180	職務障害年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、職務傷病を原因とする障害の状態になった場合に支給する職務障害年金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
3	34	22の3- 5口	22-203	職務遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
4	34	22の3- 5口	22-217	胎児の出生による職務遺族年金の額の改定の請求の確認	死亡したときに胎児だった子が出生したことにより遺族となったことに伴う職務遺族年金の額を改定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
5	34	22の3- 5口	22-269	旧職域加算退職給付の決定の請求の確認	旧職域加算退職給付（旧3階年金）の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
6	34	22の3- 5口	22-272	旧職域加算障害給付の決定の請求の確認	旧3階年金のうち、職務傷病を原因とする障害の状態になった場合に支給する旧職域加算障害給付の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
7	34	22の3- 5口	22-277	旧職域加算障害給付の併給調整事由消滅の届出の確認	旧職域加算障害給付の併給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、旧職域加算障害給付の支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
8	34	22の3- 5口	22-284	受給権者の申出による旧職域加算障害給付の支給停止の撤回の確認	受給権者からの申し出を受けて旧職域加算障害給付の障害程度が再度障害等級に該当することとなった場合等、支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
9	34	22の3- 5口	22-288	旧職域加算障害給付の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに旧職域加算障害給付の額を改定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
10	34	22の3- 5口	22-293	旧職域加算遺族給付の決定の請求の確認	旧3階年金のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される旧職域加算遺族給付の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
11	34	22の3- 5口	22-304	胎児の出生による旧職域加算遺族給付の額の改定の請求の確認	死亡したときに胎児だった子が出生したことにより遺族となったことに伴う旧職域加算遺族給付の額を改定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
12	34	22の3- 5口	22-324	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
13	34	22の3- 5口	22-347	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
14	34	22の3- 5口	22-349	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
15	34	22の3- 5口	22-361	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
16	34	22の3- 5口	22-362	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
17	34	22の3- 5口	22-363	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
18	34	22の3- 5口	22-364	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
19	34	22の3- 5口	22-393	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
20	34	22の3- 5口	22-396	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
21	34	22の3- 5口	22-404	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	障害共済年金の供給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、障害共済年金の支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
22	34	22の3- 5口	22-411	受給権者の申出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	受給権者からの申し出を受けて障害共済年金の障害程度が再度障害等級に該当することとなった場合等、支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
23	34	22の3- 5口	22-415	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに障害共済年金の額を改定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
24	34	22の3- 5口	22-422	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
25	34	22の3- 5口	22-435	胎児の出生による遺族共済年金の額の改定の請求の確認	死亡したときに胎児だった子が出生したことにより遺族となったことに伴う遺族共済年金の額を改定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
26	34	22の3- 5口	22-445	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	退職共済年金の供給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、退職共済年金の支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
27	34	22の3- 5イ	22-446	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	退職共済年金の供給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、退職共済年金の支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
28	34	22の3- 5イ	22-447	受給権者の申出による退職共済年金の支給停止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
29	34	22の3- 5口	22-448	受給権者の申出による退職共済年金の支給停止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
30	34	22の3- 5イ	22-449	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
31	34	22の3- 5口	22-453	胎児であつた子が出生したときの加給年金額の届出の確認	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
32	34	22の3- 5イ	22-468	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
33	34	22の3- 5口	22-469	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
34	34	22の3- 5イ	22-477	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
35	34	22の3- 5口	22-478	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
36	34	22の3- 5イ	22-485	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
37	34	22の3- 5口	22-486	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
38	34	22の3- 5イ	22-528	職務遺族年金の決定の請求の確認	加入者又は加入者であつた者が、職務傷病により死亡した場合に支給する職務遺族年金の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
39	34	22の3- 5イ	22-536	旧職域加算遺族給付の決定の請求の確認	旧3階年金のうち、加入者又は加入者であつた者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される旧職域加算遺族給付の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
40	34	22の3- 5イ	22-539	遺族共済年金（経過職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
41	34	22の3- 5イ	22-540	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
42	34	22の3- 5イ	22-541	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金（経過職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
43	34	22の3- 5イ	22-542	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	職務障害年金の供給調整の対象となる他年金の支給が無くなる等、職務障害年金の支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
44	34	22の3- 5イ	22-543	受給権者の申出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	受給権者からの申し出を受けて職務障害年金の障害程度が再度障害等級に該当することとなった場合等、支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
45	34	22の3- 5イ	22-544	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに障害共済年金の額を改定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
46	34	22の3- 5イ	22-545	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
47	34	22の3- 5ロ	22-550	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3階年金）のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
48	35	22の4-1-2ニ	24-115	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
49	35	22の4-1-2ホ	24-116	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
50	35	22の4-1-2ニ	24-118	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
51	35	22の4-1-2ホ	24-119	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
52	35	22の4-1-2ニ	24-121	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
53	35	22の4-1-2ホ	24-122	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
54	35	22の4-1-2ニ	24-123	老齢厚生年金の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
55	35	22の4-1-2ホ	24-124	老齢厚生年金の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
56	35	22の4-1-2ニ	24-126	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
57	35	22の4-1-2ホ	24-127	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
58	35	22の4-1-2ニ	24-129	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
59	35	22の4-1-2ホ	24-130	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
60	35	22の4-1-2ニ	24-131	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
61	35	22の4-1-2ホ	24-132	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
62	35	22の4-1-2ニ	24-133	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
63	35	22の4-1-2ホ	24-134	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
64	35	22の4-1-2ニ	24-135	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
65	35	22の4-1-2ホ	24-136	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
66	35	22の4-1-2ニ	24-138	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
67	35	22の4-1-2ホ	24-139	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る 障害者特例請求書の受理・審査・通知 (日本年金機構)	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、 障害の状態に該当することにより特例を 受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
68	35	22の4-1-2ニ	24-146	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由消滅届の受理・審査・通知(日本年金 機構)	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなっ たときに、年金の支給を受けるための手 続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
69	35	22の4-1-2ホ	24-147	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由消滅届の受理・審査・通知(日本年金 機構)	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなっ たときに、年金の支給を受けるための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
70	35	22の4-1-2ホ	24-148	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額 支給停止事由消滅届の受理・審査・通知 (日本年金機構)	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停 止事由がなくなっ たときに、年金の支給 を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
71	35	22の4-1-2ホ	24-158	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保 険給付の請求書の受理・審査・通知(日 本年金機構)	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本 年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
72	35	22の4-1-2ロ	24-160	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(日本年金機構)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日 本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に 関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償 保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害 補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	厚生労働大臣(労 働基準局)	厚生労働省年金局事 業管理課
73	35	22の4-1-2ニ	24-161	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(日本年金機構)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日 本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
74	35	22の4-1-2ホ	24-162	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(日本年金機構)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日 本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
75	35	22の4-1-2へ	24-163	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(日本年金機構)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日 本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害 又は通勤による災害に対する補償に関する 情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当す る書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省年金局事 業管理課
76	35	22の4-1-2ニ	24-164	障害厚生年金の併給の調整による支給停 止解除の申請書の受理・審査・通知(日 本年金機構)	2つ以上の年金の受給権がある者が、受 給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基 づく条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
77	35	22の4-1-2ホ	24-165	障害厚生年金の併給の調整による支給停 止解除の申請書の受理・審査・通知(日 本年金機構)	2つ以上の年金の受給権がある者が、受 給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組 合連合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
78	35	22の4-1-2ニ	24-167	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
79	35	22の4-1-2ホ	24-168	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
80	35	22の4-1-2ニ	24-170	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
81	35	22の4-1-2ホ	24-171	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
82	35	22の4-1-2ニ	24-172	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
83	35	22の4-1-2ホ	24-173	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
84	35	22の4-1-2ニ	24-174	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
85	35	22の4-1-2ホ	24-175	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
86	35	22の4-1-2ホ	24-180	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
87	35	22の4-1-2ニ	24-181	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
88	35	22の4-1-2ホ	24-182	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
89	35	22の4-1-2ニ	24-183	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
90	35	22の4-1-2ホ	24-184	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
91	35	22の4-1-2ホ	24-193	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
92	35	22の4-1-2ニ	24-194	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
93	35	22の4-1-2ホ	24-195	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
94	35	22の4-1-2ホ	24-213	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
95	35	22の4-1-2ホ	24-215	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
96	35	22の4-1-2ホ	24-224	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
97	35	22の4-1-2ホ	24-227	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
98	35	22の4-1-2ホ	24-229	未支給の厚生年金保険の脱退手当金裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
99	35	22の4-1-2ホ	24-230	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
100	35	22の4-1-2ホ	24-231	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
101	35	22の4-1-2ホ	24-232	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
102	35	22の4-1-2ホ	24-234	旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
103	35	22の4-1-2ホ	24-235	旧法老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
104	35	22の4-1-2ホ	24-241	旧法障害年金又は障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金又は障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
105	35	22の4-1-2ホ	24-242	旧法障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
106	35	22の4-4-2ホ	24-435	未支給の厚生年金保険給付の請求（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
107	35	22の4-4-2ホ	24-439	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
108	35	22の4-4-2ホ	24-443	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
109	35	22の4-4-2ホ	24-446	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
110	35	22の4-4-2ホ	24-449	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
111	35	22の4-4-2ホ	24-453	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
112	35	22の4-4-2ホ	24-456	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
113	35	22の4-4-2ホ	24-458	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
114	35	22の4-4-2ホ	24-460	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
115	35	22の4-4-2ホ	24-463	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
116	35	22の4-4-2ホ	24-471	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
117	35	22の4-4-2ホ	24-473	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
118	35	22の4-4-2ロ	24-486	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
119	35	22の4-4-2ホ	24-489	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
120	35	22の4-4-2へ	24-491	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
121	35	22の4-4-2ホ	24-493	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
122	35	22の4-4-2木	24-497	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
123	35	22の4-4-2木	24-500	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
124	35	22の4-4-2木	24-502	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
125	35	22の4-4-2木	24-504	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
126	35	22の4-4-2木	24-508	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
127	35	22の4-4-2木	24-512	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
128	35	22の4-4-2木	24-520	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
129	35	22の4-4-2木	24-537	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
130	35	22の4-4-2木	24-539	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
131	35	22の4-4-2木	24-547	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
132	35	22の4-4-2木	24-548	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
133	35	22の4-2-2木	24-561	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
134	35	22の4-2-2木	24-562	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
135	35	22の4-2-2ニ	24-589	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
136	35	22の4-2-2木	24-590	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
137	35	22の4-2-2ニ	24-593	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
138	35	22の4-2-2木	24-594	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
139	35	22の4-2-2ニ	24-597	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
140	35	22の4-2-2木	24-598	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
141	35	22の4-2-2ニ	24-600	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
142	35	22の4-2-2木	24-601	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
143	35	22の4-2-2ニ	24-604	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
144	35	22の4-2-2ホ	24-605	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
145	35	22の4-2-2ニ	24-607	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
146	35	22の4-2-2ホ	24-608	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
147	35	22の4-2-2ニ	24-609	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
148	35	22の4-2-2ホ	24-610	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
149	35	22の4-2-2ニ	24-611	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
150	35	22の4-2-2ホ	24-612	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
151	35	22の4-2-2ニ	24-614	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
152	35	22の4-2-2ホ	24-615	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
153	35	22の4-2-2ニ	24-622	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
154	35	22の4-2-2ホ	24-623	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
155	35	22の4-2-2ホ	24-624	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額 支給停止事由消滅届の受理・審査・通知 (国家公務員共済組合連合会)	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停 止事由がなくなったときに、年金の支給 を受けるための手続(国家公務員共済組 合連合会)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
156	35	22の4-2-2ホ	24-634	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保 険給付の請求書の受理・審査・通知(国 家公務員共済組合連合会)	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受け るための手続(国家公務員共済組合連 合会)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
157	35	22の4-2-2ロ	24-637	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(国家公務員共済 組合連合会)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受け るための手続(国家公務員共済組合連 合会)	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関す る情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償 保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害 補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	厚生労働大臣(労 働基準局)	財務省主計局給与共 済課
158	35	22の4-2-2ニ	24-638	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(国家公務員共済 組合連合会)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受け るための手続(国家公務員共済組合連 合会)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づ く条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
159	35	22の4-2-2ホ	24-639	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(国家公務員共済 組合連合会)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受け るための手続(国家公務員共済組合連 合会)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
160	35	22の4-2-2ヘ	24-641	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求 書の受理・審査・通知(国家公務員共済 組合連合会)	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受け るための手続(国家公務員共済組合連 合会)	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は 通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当す る書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	地方公務員災害補 償基金	財務省主計局給与共 済課
161	35	22の4-2-2ニ	24-642	障害厚生年金の併給の調整による支給停 止解除の申請書の受理・審査・通知(国 家公務員共済組合連合会)	2つ以上の年金の受給権がある者が、受 給する年金を選択するための手続(国家 公務員共済組合連合会)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づ く条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
162	35	22の4-2-2ホ	24-643	障害厚生年金の併給の調整による支給停 止解除の申請書の受理・審査・通知(国 家公務員共済組合連合会)	2つ以上の年金の受給権がある者が、受 給する年金を選択するための手続(国家 公務員共済組合連合会)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
163	35	22の4-2-2ニ	24-645	障害厚生年金の受給権者の申出による支 給停止撤回の申請書の受理・審査・通知 (国家公務員共済組合連合会)	障害厚生年金の受給権者が申出による支 給停止を撤回するための手続(国家公務 員共済組合連合会)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づ く条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
164	35	22の4-2-2ホ	24-646	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審 査・通知(国家公務員共済組合連合会)	障害厚生年金の受給権者が申出による支 給停止を撤回するための手続(国家公務 員共済組合連合会)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課
165	35	22の4-2-2ニ	24-648	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審 査・通知(国家公務員共済組合連合会)	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重 くなった場合に、障害年金の額改定の認 定を受けるための手続(国家公務員共済 組合連合会)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づ く条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合 連合会、地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給与共 済課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
166	35	22の4-2-2ホ	24-649	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
167	35	22の4-2-2ニ	24-650	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
168	35	22の4-2-2ホ	24-651	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
169	35	22の4-2-2ニ	24-652	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
170	35	22の4-2-2ホ	24-653	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
171	35	22の4-2-2ホ	24-657	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
172	35	22の4-2-2ニ	24-658	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
173	35	22の4-2-2ニ	24-659	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
174	35	22の4-2-2ホ	24-660	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
175	35	22の4-2-2ホ	24-669	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
176	35	22の4-2-2ニ	24-670	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
177	35	22の4-2-2ホ	24-671	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
178	35	22の4-2-2ホ	24-687	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
179	35	22の4-2-2ホ	24-689	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
180	35	22の4-2-2ホ	24-698	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
181	35	22の4-2-2ホ	24-700	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
182	35	22の4-2-2ホ	24-701	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
183	35	22の4-2-2ホ	24-702	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
184	35	22の4-2-2ホ	24-703	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
185	35	22の4-3-2ホ	24-731	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
186	35	22の4-3-2ホ	24-732	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
187	35	22の4-3-2ニ	24-753	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
188	35	22の4-3-2ホ	24-754	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
189	35	22の4-3-2ニ	24-757	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の支給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
190	35	22の4-3-2ホ	24-758	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の支給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
191	35	22の4-3-2ニ	24-761	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
192	35	22の4-3-2ホ	24-762	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
193	35	22の4-3-2ニ	24-764	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
194	35	22の4-3-2ホ	24-765	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
195	35	22の4-3-2ニ	24-768	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
196	35	22の4-3-2ホ	24-769	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
197	35	22の4-3-2ニ	24-771	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
198	35	22の4-3-2ホ	24-772	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
199	35	22の4-3-2ニ	24-773	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
200	35	22の4-3-2ホ	24-774	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
201	35	22の4-3-2ニ	24-775	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
202	35	22の4-3-2ホ	24-776	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
203	35	22の4-3-2ニ	24-778	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
204	35	22の4-3-2ホ	24-779	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
205	35	22の4-3-2ニ	24-786	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
206	35	22の4-3-2ホ	24-787	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
207	35	22の4-3-2ホ	24-788	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
208	35	22の4-3-2ホ	24-798	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
209	35	22の4-3-2ロ	24-800	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
210	35	22の4-3-2ニ	24-802	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
211	35	22の4-3-2ホ	24-803	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
212	35	22の4-3-2ヘ	24-805	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課
213	35	22の4-3-2ニ	24-806	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
214	35	22の4-3-2ホ	24-807	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
215	35	22の4-3-2ニ	24-809	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
216	35	22の4-3-2ホ	24-810	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
217	35	22の4-3-2ニ	24-812	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
218	35	22の4-3-2ホ	24-813	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
219	35	22の4-3-2ニ	24-814	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
220	35	22の4-3-2ホ	24-815	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
221	35	22の4-3-2ニ	24-816	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
222	35	22の4-3-2ホ	24-817	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
223	35	22の4-3-2ホ	24-821	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
224	35	22の4-3-2ニ	24-822	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
225	35	22の4-3-2ニ	24-823	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
226	35	22の4-3-2ホ	24-824	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
227	35	22の4-3-2ホ	24-833	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
228	35	22の4-3-2ニ	24-834	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
229	35	22の4-3-2ホ	24-835	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
230	35	22の4-3-2ホ	24-851	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
231	35	22の4-3-2木	24-853	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた者が年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
232	35	22の4-3-2木	24-862	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
233	35	22の4-3-2木	24-864	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
234	35	22の4-3-2木	24-865	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
235	35	22の4-3-2木	24-866	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
236	35	22の4-3-2木	24-867	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
237	35	22の4-4-2二	24-889	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
238	35	22の4-4-2木	24-890	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
239	35	22の4-4-2木	24-891	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
240	35	22の4-4-2木	24-892	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
241	35	22の4-1-2木	24-893	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
242	35	22の4-1-2ニ	24-894	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
243	35	22の4-3-2ホ	24-897	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第65条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
244	35	22の4-3-2ニ	24-898	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第65条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
245	35	22の4-2-2ホ	24-899	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
246	35	22の4-2-2ニ	24-900	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課
247	35	22の4-4-2ニ	24-903	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
248	35	22の4-4-2ニ	24-904	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
249	35	22の4-4-2ニ	24-905	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
250	35	22の4-4-2ニ	24-906	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
251	35	22の4-4-2ニ	24-907	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
252	35	22の4-4-2ニ	24-908	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
253	35	22の4-4-2二	24-909	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
254	35	22の4-4-2二	24-910	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
255	35	22の4-4-2二	24-911	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けするための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
256	35	22の4-4-2二	24-914	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
257	35	22の4-4-2二	24-915	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
258	35	22の4-4-2二	24-916	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
259	35	22の4-4-2二	24-917	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
260	35	22の4-4-2二	24-918	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
261	35	22の4-4-2二	24-919	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
262	35	22の4-4-2二	24-920	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
263	35	22の4-4-2二	24-921	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
264	35	22の4-4-2ニ	24-922	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
265	35	22の4-4-2ニ	24-923	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
266	35	22の4-4-2ホ	24-924	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の脱退一時金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
267	40	24の3- 2	29-16	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
268	40	24の3- 2	29-37	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
269	40	24の3- 1	29-38	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
270	40	24の3- 2	29-39	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
271	40	24の3- 2	29-52	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
272	40	24の3- 2	29-53	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
273	40	24の3- 2	29-54	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
274	40	24の3- 2	29-55	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
275	40	24の3- 1	29-69	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
276	40	24の3- 2	29-70	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
277	40	24の3- 1	29-71	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
278	40	24の3- 2	29-72	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
279	40	24の3- 1	29-73	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
280	40	24の3- 2	29-74	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
281	40	24の3- 1	29-76	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
282	40	24の3- 2	29-77	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
283	40	24の3- 1	29-78	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
284	40	24の3- 2	29-79	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
285	40	24の3- 2	29-87	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
286	40	24の3- 1	29-100	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
287	40	24の3- 2	29-101	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
288	40	24の3- 1	29-102	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
289	40	24の3- 2	29-103	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
290	40	24の3- 2	29-105	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
291	40	24の3- 1	29-106	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
292	40	24の3- 2	29-107	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
293	40	24の3- 2	29-109	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
294	40	24の3- 1	29-110	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
295	40	24の3- 2	29-111	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
296	40	24の3- 1	29-112	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
297	40	24の3- 2	29-113	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
298	40	24の3- 2	29-115	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
299	40	24の3- 2	29-116	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
300	40	24の3- 1	29-117	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
301	40	24の3- 2	29-118	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
302	40	24の3- 2	29-120	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
303	40	24の3- 1	29-123	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
304	40	24の3- 2	29-124	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
305	40	24の3- 2	29-126	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
306	40	24の3- 1	29-128	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
307	40	24の3- 2	29-129	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
308	40	24の3- 2	29-131	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
309	40	24の3- 2	29-134	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
310	40	24の3- 1	29-136	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
311	40	24の3- 2	29-137	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
312	40	24の3- 1	29-139	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
313	40	24の3- 2	29-140	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
314	40	24の3- 1	29-142	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
315	40	24の3- 2	29-143	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
316	40	24の3- 1	29-144	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
317	40	24の3- 2	29-145	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
318	40	24の3- 2	29-150	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
319	40	24の3- 1	29-151	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
320	40	24の3- 2	29-152	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
321	40	24の3- 2	29-153	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者胎児出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
322	40	24の3- 1	29-154	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
323	40	24の3- 2	29-155	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
324	40	24の3- 1	29-156	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
325	40	24の3- 2	29-157	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
326	40	24の3- 2	29-166	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
327	40	24の3- 1	29-167	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
328	40	24の3- 2	29-168	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
329	40	24の3- 1	29-169	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
330	40	24の3- 1	29-170	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
331	40	24の3- 2	29-172	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課
332	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-141	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
333	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-142	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
334	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-144	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達前に限る）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
335	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-145	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達前に限る）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
336	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-146	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達後）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
337	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-147	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の特例（66歳到達後）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
338	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-148	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
339	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-149	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
340	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-158	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
341	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-159	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
342	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-176	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
343	47	26の2- 2	31-178	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
344	47	26の2- 3	31-181	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
345	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-182	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
346	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-183	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
347	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-184	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
348	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-185	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
349	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-187	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
350	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-188	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
351	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-189	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
352	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-190	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
353	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-191	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
354	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-192	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
355	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-193	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
356	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-194	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
357	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-195	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
358	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-196	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
359	47	26の2- 2	31-202	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
360	47	26の2- 3	31-203	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
361	47	26の2- 2	31-205	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止額を変更するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
362	47	26の2- 3	31-206	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止額を変更するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
363	47	26の2- 2	31-208	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
364	47	26の2- 3	31-209	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
365	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-210	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
366	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-211	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
367	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-212	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
368	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-213	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
369	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-218	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者の所得状況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
370	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-224	障害基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
371	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-225	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
372	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-226	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
373	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-228	遺族基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
374	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-230	遺族基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
375	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-236	遺族基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
376	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-238	所在不明による遺族基礎年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知	遺族基礎年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
377	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-249	遺族基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
378	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-250	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
379	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-251	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
380	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-265	寡婦年金受給権者に係る未支給の給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
381	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-266	国民年金の死亡一時金の裁定請求書の受理・審査・通知	国民年金の死亡一時金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
382	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-269	未支給の国民年金の脱退一時金請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
383	47	26の2- 2	31-271	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
384	47	26の2- 3	31-272	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
385	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-273	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
386	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-274	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
387	47	26の2- 2	31-275	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
388	47	26の2- 3	31-276	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
389	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-277	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
390	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-278	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
391	47	26の2- 2	31-280	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
392	47	26の2- 3	31-281	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
393	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-282	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
394	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-283	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
395	47	26の2- 2	31-284	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
396	47	26の2- 3	31-285	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
397	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-286	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
398	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-287	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
399	48	26の3- 2 (26の3- 1イ)	31-288	老齢福祉年金受給権の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
400	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-289	老齢福祉年金受給権の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
401	47	26の2- 2	31-290	老齢福祉年金受給権の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
402	47	26の2- 3	31-291	老齢福祉年金受給権の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
403	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-298	老齢福祉年金受給権者に係る未支給の老齢福祉年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
404	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-373	旧国民年金法による老齢年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
405	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-379	旧国民年金法による通算老齢年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
406	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-385	旧国民年金法による障害年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
407	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-392	旧国民年金法による母子年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
408	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-398	旧国民年金法による準母子年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
409	48	26の3- 2 (26の3- 1ロ)	31-409	旧国民年金法による寡婦年金の未支給国民年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
410	48	26の3- -3口	31-443	配偶者状況変更届の確認	国民年金保険料継続免除申請者が配偶者を有するに至ったとき又は有しない者となるに至ったときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
411	59	31の3- -2	39-142	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
412	59	31の3- -2	39-163	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
413	59	31の3- -1	39-164	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
414	59	31の3- -2	39-165	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
415	59	31の3- -2	39-178	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
416	59	31の3- -2	39-179	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
417	59	31の3- -2	39-180	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
418	59	31の3- -2	39-181	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
419	59	31の3- -1	39-195	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
420	59	31の3- -2	39-196	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
421	59	31の3- -1	39-198	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
422	59	31の3- -2	39-199	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
423	59	31の3- -1	39-201	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
424	59	31の3- -2	39-202	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
425	59	31の3- -1	39-203	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
426	59	31の3- 2	39-204	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
427	59	31の3- 2	39-209	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
428	59	31の3- 1	39-210	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
429	59	31の3- 2	39-211	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
430	59	31の3- 2	39-212	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者胎児出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
431	59	31の3- 1	39-213	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
432	59	31の3- 2	39-214	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
433	59	31の3- 1	39-215	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
434	59	31の3- 2	39-216	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
435	59	31の3- 2	39-225	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
436	59	31の3- 1	39-226	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
437	59	31の3- 2	39-227	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
438	59	31の3- 1	39-229	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
439	59	31の3- 2	39-230	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
440	59	31の3- 1	39-231	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
441	59	31の3- 2	39-232	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
442	59	31の3- 1	39-233	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
443	59	31の3- 2	39-234	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
444	59	31の3- 1	39-236	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
445	59	31の3- 2	39-237	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
446	59	31の3- 1	39-238	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
447	59	31の3- 2	39-239	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
448	59	31の3- 2	39-247	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
449	59	31の3- 1	39-260	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
450	59	31の3- 2	39-261	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
451	59	31の3- 1	39-262	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
452	59	31の3- 2	39-263	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
453	59	31の3- 2	39-265	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
454	59	31の3- 1	39-266	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
455	59	31の3- 2	39-267	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
456	59	31の3- 2	39-269	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
457	59	31の3- 1	39-270	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
458	59	31の3- 2	39-271	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
459	59	31の3- 1	39-272	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
460	59	31の3- 2	39-273	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
461	59	31の3- 2	39-275	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
462	59	31の3- 2	39-276	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
463	59	31の3- 1	39-277	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
464	59	31の3- 2	39-278	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
465	59	31の3- 2	39-280	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
466	59	31の3- 1	39-283	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
467	59	31の3- 2	39-284	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
468	59	31の3- 2	39-286	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
469	59	31の3- 1	39-288	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
470	59	31の3- 2	39-289	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
471	59	31の3- 2	39-291	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
472	59	31の3- 2	39-294	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
473	60	31の4- 1	39-295	障害共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課
474	60	31の4- 1	39-296	障害共済年金（経過的職域加算額）の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課
475	60	31の4- 1	39-297	遺族共済年金（経過的職域加算額）の併給の調整による支給停止の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課
476	59	31の3- 2	39-301	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
477	59	31の3- 1	39-303	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課
478	84	43の3- 2	60-1	旧船員保険法による老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧船員保険法による老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
479	84	43の3- 2	60-2	旧船員保険法による老齢年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による老齢年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
480	84	43の3- 2	60-6	旧船員保険法による障害年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧船員保険法による障害年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
481	84	43の3- 2	60-10	旧船員保険法による障害年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による障害年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
482	84	43の3- 2	60-15	旧船員保険法による遺族年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による遺族年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
483	84	43の3- 2	60-37	旧船員保険法による遺族年金の選択の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による遺族年金の選択届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
484	84	43の3- 2	60-43	旧船員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
485	84	43の3- 2	60-66	旧船員保険法による障害年金の改定請求の受理・審査・通知	旧船員保険法による障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
486	91	44の2- 2	66-1	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方に係る退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
487	91	44の2- 1	66-2	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
488	91	44の2- 2	66-3	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
489	91	44の2- 1	66-4	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
490	91	44の2- 2	66-5	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
491	91	44の2- 1	66-6	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
492	91	44の2- 2	66-7	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による額改定の請求書の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
493	91	44の2- 2	66-10	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
494	91	44の2- 2	66-13	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
495	91	44の2- 1	66-14	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
496	91	44の2- 2	66-15	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
497	91	44の2- 1	66-16	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
498	91	44の2- 2	66-17	障害共済年金受給権者の障害の程度が変わったときの額改定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
499	91	44の2- 2	66-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
500	91	44の2- 1	66-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
501	91	44の2- 2	66-21	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
502	91	44の2- 1	66-22	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
503	91	44の2- 2	66-25	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
504	91	44の2- 2	66-30	併給の調整による遺族共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
505	91	44の2- 2	66-63	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
506	91	44の2- 2	66-67	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
507	91	44の2- 1	66-68	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
508	91	44の2- 2	66-73	各共済年金受給権者に係る受給代表者の変更の申請書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る受給代表者を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
509	101	49の2- 2	74-1	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
510	101	49の2- 1	74-2	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
511	101	49の2- 2	74-3	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
512	101	49の2- 1	74-4	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
513	101	49の2- 2	74-5	退職共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
514	101	49の2- 2	74-9	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
515	101	49の2- 2	74-10	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
516	101	49の2- 1	74-11	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
517	101	49の2- 2	74-13	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
518	101	49の2- 1	74-14	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
519	101	49の2- 2	74-17	障害共済年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
520	101	49の2- 2	74-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
521	101	49の2- 1	74-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
522	101	49の2- 2	74-20	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
523	101	49の2- 2	74-21	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
524	101	49の2- 1	74-22	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
525	101	49の2- 2	74-24	障害共済年金受給権者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
526	101	49の2- 1	74-25	障害共済年金受給権者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
527	101	49の2- 2	74-26	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
528	101	49の2- 2	74-34	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
529	101	49の2- 1	74-35	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
530	101	49の2- 2	74-36	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
531	101	49の2- 1	74-37	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
532	101	49の2- 2	74-39	障害年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
533	101	49の2- 2	74-41	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
534	101	49の2- 1	74-42	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
535	101	49の2- 2	74-54	各共済年金受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
536	101	49の2- 2	74-55	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
537	101	49の2- 1	74-56	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
538	101	49の2- 2	74-57	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
539	101	49の2- 1	74-58	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
540	101	49の2- 2	74-62	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
541	101	49の2- 1	74-63	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
542	101	49の2- 1	74-64	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
543	101	49の2- 2	74-65	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
544	107	54- 1口	83-2	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
545	107	54- 1二	83-5	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
546	107	54- 3口	83-9	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
547	107	54- 3二	83-12	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
548	107	54- 2口	83-23	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課
549	107	54- 2ハ	83-26	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課
550	107	54- 1ハ	83-28	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
551	107	54- 4	83-29	特別障害給付金受給資格者に係る現況の届出の受理・審査・確認	特別障害給付金受給資格者の現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
552	107	54- 3ハ	83-30	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
553	111	56- -	87-1	時効特例給付の請求書の受理・審査・通知	時効特例給付の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
554	112	57- -	90-1	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
555	112	57- -	90-2	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
556	112	57- -	90-3	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
557	117		95-1	高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
558	117		95-2	補足的高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
559	117		95-3	未支払の高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
560	117		95-4	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
561	117		95-5	未支払の障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の障害年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課
562	117		95-6	未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課

■【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7. 1時点）

項番	事務番号 (別表第 二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
563	117		95-7	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受 理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の支給を日本 年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
564	117		95-8	補足的老齢年金生活者支援給付金の請求 書の受理・審査・通知	補足的老齢年金生活者支援給付金の支給 を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
565	117		95-9	障害年金生活者支援給付金の請求書の受 理・審査・通知	障害年金生活者支援給付金の支給を日本 年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課
566	117		95-10	遺族年金生活者支援給付金の請求書の受 理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の支給を日本 年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局事 業管理課